# 独立行政法人日本学生支援機構中期計画

## (序 文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を定める。

# (基本方針)

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i)奨学金貸与事業、(ii)留学生支援事業、(iii)学生生活支援事業、(iv)その他これらに附帯する業務を行う。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためとるべき措置

### 1 共通的事項

- (1) 透明性及び公平性の確保
- ① 奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図る。
- ② 情報公開審査基準に基づき、情報公開を適切に実施する。情報公開制度及び個人情報保護について、役職員の意識の向上に努める。

#### (2) 広報・広聴の充実

- ① 機構における広報計画を各年度策定し、機構全体をあげて広報・広 聴活動に取り組む。
- ② ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供する。ホームページについては、年間アクセス件数2,600万件以上を確保するとともに、利用者にとっての利便性向上を図る。
- ③ 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。
- (3)学生支援に関する調査及び研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。

#### 2 奨学金貸与事業

## (1) 奨学金貸与の的確な実施

18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学生ニーズを踏まえ、真に支援を必要とする者に適切に貸与が行われるよう奨学金貸与事業を行う。

## ① 適切な適格認定の実施

真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。

### (2)返還金の回収強化

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、 総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合) を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、以下の返還金の回 収促進策を推進する。

また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の 影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の 効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。

なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

#### ① 学校との連携強化

- ア. 返還誓約書の提出時期を早期化して、採用時とすることで、その 提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生 としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る。
- イ. 大学等に対して返還金回収方策について積極的な広報・周知を行い、協力を要請する。
- ウ. 大学等の返還説明会において、奨学生に対する返還の重要性に係る指導の徹底を図る。
- エ、大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善

が進まない学校名の公表を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める。

## ② 返還金回収の促進

- ア. 返還金の円滑な返還を促進するため、リレーロ座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。
- イ. 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期に おける督促の集中的実施を図る。
- ウ. 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。
- エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。
- オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調 査の更なる徹底を図る。
- カ. 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用 する。
- キ. 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。
- ③ 大学等奨学金の延滞額の削減

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

- ④ 機関保証制度の運用
  - ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に 情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る とともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。
  - イ.機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代 位弁済となる対象債権を確実に請求する。
  - ウ. 機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保 するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保 証の妥当性を毎年度検証する。
- ⑤ 高等学校奨学金の回収強化

旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金 回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努め る。

## (3)情報提供等の充実

① 情報提供の充実

奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用 し積極的かつわかりやすく行う。また、奨学生等に対する利便性の向 上を図るため、情報システムの整備を図る。

### ② 諸手続きの厳正化

より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還 猶予、法的処理等の事務に関し、内部規程や事務処理要項等の整備・ 改善に努め、職員に徹底する。

## (4) 返還猶予・免除制度の適切な運用

奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、経済状況の変化等により今後、返還が困難な者が急増することが予想されるが、そのような場合も含め、適確に返還猶予制度を運用する。返還免除に関しても制度の適確な運用を図る。

# 3 留学生支援事業

「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。

## (1) 留学生の質の確保への留意

留学生への学資金の支給については、日本留学試験や大学等における 成績等を資料として活用するなど、留学生の質の確保に留意して行う。

#### (2) 外国人留学生に対する支援

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。

私費留学生の経済的支援を図るため、学習奨励費を支給する。

私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を優先的に配分する。

なお、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された 交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底 力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、 留学生の受入れ促進のための私費外国人留学生等学習奨励費に活用 する。

## (3) 日本人留学生に対する支援

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金の支給を行う。

## (4) 外国人留学生に対する宿舎の支援

- ① 国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舎を提供する。その際、居室の最大限の有効活用を図る。
- ② 国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対処できるよう配慮して、受託者を選定し、きめ細かなサービスを提供する。
- ③ 地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供する。また、国際交流会館等の会議室等附属施設を地域に積極的に開放し、交流・研修等の活動の場を提供する。対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を中期目標期間中に年間平均50%以上とする。
- ④ 国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23 年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

⑤ 留学生借り上げ宿舎支援事業及び留学生宿舎建設奨励費事業を実施 する。

また、助成対象の留学生宿舎の運営状況については、適切に把握し事業を実施する。

留学生宿舎建設奨励費事業は、平成21年度に廃止する。

#### (5)日本留学試験の実施

- ① 得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。また、大学等や日本語教育機関からの要望を踏まえ、英語科目の導入について検討する。さらに、利便性を向上させる観点から、試験問題の多言語化やコンピュータ試験について検討を行う。
- ② 外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。海外の社会情勢、日本における外国人の 入国管理行政の状況に特段の変化がない限り、中期目標期間における 年間受験者数の平均が、前中期目標期間における年間受験者数の平均

を上回ることとする。

また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。

## (6) 日本語教育センターにおける教育の実施

- ① 日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。特に、カリキュラム・教材等の開発、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会の開催、外国人日本語教員に対する現職研修及び教材の提供等を推進する。
- ② 私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受け入れるとともに、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、日本語教育部門の運営体制の更なる見直しを行う。
- ③ 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者 の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。
- ④ 日本語教育センターの外国人留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を促進する。
- ⑤ 日本語教育センターの附属施設を地域に積極的に開放する。

#### (7) 留学情報提供・相談機能の強化

① 留学情報センター及び海外事務所等において、留学情報の収集・整理、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供及び留学相談を行う。また、ホームページアクセス件数を平成20年度実績以上とする。なお、各年度において利用状況を分析し、留学情報提供・相談機能の強化のための方策を検討・実施する。

留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

日本留学に係る情報については、他機関等との連携により日本留学 希望者向けのポータルサイトを構築するとともに、情報発信機能を強 化し、海外における日本留学希望者のためのワンストップ(一元的窓 口)サービスの展開への協力及び留学交流担当者の人材養成を実施す る。

② 外国人を対象とした日本留学フェア及び日本留学に関する説明会、 日本人を対象とした海外留学フェア及び海外留学に関する説明会を開催する。また、各種教育展、国内外の中等・高等教育機関、国際交流 関係団体等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及 び留学相談を行う。

#### (8) 外国人留学生等の交流推進

① 外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るた

め、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。

② 東京国際交流館プラザ平成会議施設については、市場化テストの活用、一般競争入札等による民間委託により、年間稼働率(全体及び国際交流に係る催事それぞれ)を平成21~22年度については平成18年度実績以上を、平成23~25年度については平成20~22年度の3か年の実績平均値以上を確保する。なお、プラザ平成の留学情報センターが有する情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。

留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

### (9) 外国人留学生の就職支援

国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報や企業説明会等への支援を関係機関等と連携して行う。

また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進する。

#### (10) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、メールマガジンを通じて、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。

#### 4 学生生活支援事業

(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実

大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の領域に係る研修会を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施する。各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

- (i) 学生相談領域
- (ⅱ)就職・キャリア支援領域
- (iii) 留学生修学支援領域
- (iv) 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域 なお、留学生修学支援領域は、平成23年度中に廃止する。
- (2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施 学生生活支援に関する情報を収集し、学生支援情報データベースをは

じめとするインターネットや出版物等を通じて提供を行う。なお、学生 支援情報データベースについては、各大学等の利用状況や要望を把握す るとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、そ の改善に努める。

学生支援情報データベースについては、平成22年度中に廃止する。

## (3) 心身に障害のある者への支援

心身に障害のある者に関する、大学等への進学、在学、就職に関する 現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支 援ネットワーク事業等を推進する。

## 5 その他附帯業務

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の 貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

## Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 業務の効率化

## (1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、その9%以上を削減する。また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、一般管理費及び業務経費のうち、人件費については、「簡素で 効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18 年法律第47号)等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の 人件費に比べて5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革 に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、 人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議 決定)に基づき、奨学金の回収業務をはじめとする各事業の競争入札に よる民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。

職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進める。

## (2) 外部委託等の推進

- ① 効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、延滞債権のうち特に初期延滞債権について重点的に回収業務の外部委託を行う。また、中・長期の延滞債権の外部委託については計画的に実施する。
- ② 国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めることとし、このため、適切に受託者を選定、委託し、市場化テストの検証結果等を踏まえ、民間競争入札の更なる推進を図るとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直 しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産 の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営 へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

#### (3)入札・契約の適正化

入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見 直し等を通じた一層の効率化を図る。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。

#### (4) 業務・システムの最適化

業務運営の効率化・合理化を図る観点から、業務・システムの最適化を計画的に実施する。

#### 2 組織の効果的な機能発揮

(1)政策企画委員会

理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会から、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得る。

## (2)組織の見直し

組織については、より効果的・効率的業務運営に資するよう、管理職も含め組織の簡素化を進めるとともに、必要な見直しを行う。当面、「留学生30万人計画」に留意しつつ、特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた見直しを行う。支部については、各地域において、大学等と連携しつつ、機構の事業を効果的に実施できるよう、支部の行う事業も含めて見直しを行う。

## 3 内部統制・ガバナンスの強化

## (1) 適切な評価の実施

外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を事業の改善に活用する。評価の結果は、ホームページ等において公表する。

# (2) 監査の実施

業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受けるとともに、業務執行部内から独立した監査室を設置し、 監事監査及び内部監査の機能を強化する。

#### (3) コンプライアンスの推進

奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令及び規程等を遵守し、適切な運営を図る。このため、コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

#### (4) 随意契約の見直し

平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するため、契約の不断の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。

## Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

#### (1) 収入の確保等

- ① 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。
- ② 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等

については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。

- ③ 広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について検討する。
- ④ 奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。
- (2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施
- ① 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。
- ② 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。
- (3)予算別紙のとおり
- (4) 収支計画 別紙のとおり
- (5) 資金計画 別紙のとおり

#### Ⅳ 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,400億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、53億円とする。

V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要 財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの 基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力する。

国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の 比率に応じて国庫納付する。 VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に 関する計画

職員宿舎(高円寺、豊田、百合丘第2・第3、鳴子及び香里)については、 売却により各宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却収入が見込まれ る場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源とする。

#### Ⅲ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

## Ⅲ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

# 1 施設及び設備に関する計画

機構の業務を総合的かつ円滑に実施するため、経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、必要となる施設の整備を推進する。国際交流会館等については、大学・民間等への売却又は廃止までその保全を適切に行う。

#### 2 人事に関する計画

(1) 方針

人事基本計画に基づき、人材の確保・育成と適正配置を図る。特に、

- ① 明確な採用基準を設定し、採用後のキャリアパスを整備する。
- ② 業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行う。
- ③ 常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を 行う。
- ④ 公正な人事評価と処遇への適切な反映を行う。
- ⑤ 効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けた研修機会の 確保・充実を図る。
- ⑥ 男女共同参画の一層の推進に努める。
- ⑦ 職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間を含む広範 な分野・関連機関と引き続き人事交流を行う。

#### (2) 人事に係る指標

中期目標期間中、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化を図る。

中期目標期間中に、前中期目標期間開始時の職員数(542人)と比べ1割程度の職員数を削減する。

(参考1)

期初の常勤職員数 期末の常勤職員数の見込み 497人 487人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 22,855(百万円)

3 中期目標の期間を超える債務負担 なし

# 4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による 繰り入れのための財源とする。

# 5 情報セキュリティ対策に係る計画

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業 務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

## 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

## 1. 予算

# 平成21年度~平成25年度予算

(単位:百万円)

	<u>(単位:百万円)</u>
区分	金額
収入	
借入金等	7,316,640
運営費交付金	98,778
高等学校等奨学金事業交付金	111,462
国庫補助金	30,895
育英資金返還免除等補助金	15,226
留学生交流支援事業費補助金	14,433
奨学金業務システム開発費等補助金	1,235
施設整備費補助金	-
受託収入	835
貸付回収金	2,168,142
貸付金利息等	133,534
政府補給金	218,192
事業収入	6,881
<b>雑収入</b>	10,011
	·
計	10,095,368
支出	
奨学金貸与事業費	4,914,861
一般管理費	12,557
うち、人件費(管理系)	5,849
物件費	6,708
業務経費	94,611
貸与事業を除〈事業費	66,748
うち、人件費(事業系)	16,759
物件費	49,988
貸与事業業務経費	27,863
特殊経費	8,502
高等学校等奨学金事業移管業務費	111,462
借入金等償還	4,593,260
借入金等利息償還	351,656
施設整備費	-
留学生交流支援事業費補助金経費	14,433
奨学金業務システム開発費等補助金経費	1,235
受託経費	835
1 夕期建筑上入弘明の数字は団体工)の即反為	10,103,413

1 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。 2 運営費交付金収入及び特殊経費には、平成21年度補正予算(第1号) により「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型イン フラ整備」のために措置された、留学生の受入れ促進のための私費外国人 留学生等学習奨励費に係る予算が含まれている。

## 【奨学金の貸与】

奨学金の貸与に係る金額は仮のものであり、今後、変更する場合がある。

#### 【国庫補助金】

国庫補助金は、育英資金返還免除等補助金(回収不能債権補填金及び第二種奨学金 返還免除補填金) 留学生交流支援事業費補助金、奨学金業務システム開発費等補助 金とする。

回収不能債権補填金として国が負担する額は、「中期目標」及び「債権管理規程」 に基づき適正に債権管理した結果、破綻債権として償却が認められたものに限定す る。

期間中総額 22.855 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び社会保険料等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。

#### 【運営費交付金の算定ルール】

#### 1.業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times$$

P(y) : 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度における業務部門人件費。

: 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘 案し、当該事業年度における具体的な係数を決定。

#### 2.業務部門物件費

(1) 毎事業年度の業務部門物件費(C)については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = R(y) + T(y)$$

$$R(y)=R(y-1) \times \times$$

C(y) : 当該事業年度における業務部門物件費。

R(y): 当該事業年度における業務部門物件費(貸与事業業務経費を除く) R(y-1) は直前の事業年度における業務部門物件費(貸与事業業務経費を除く)

:消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度に おける具体的な係数値を決定。

:業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

T(y): 当該事業年度における貸与事業業務経費。各事業年度の予算編成過程に おいて具体的に決定。 (2) 平成 25 年度の返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費含む。)は、以下の数式の条件を満たすものとする。

期首要回収額の伸び率(平成 25 年度額/平成 20 年度基準額) > 返還金回収事務処理費の伸び率(平成 25 年度額/平成 20 年度基準額)

なお、平成20年度の基準額は次のとおりとする。

期首要回収額 341,677,341 千円

奨学金貸与事務処理費 279,565 千円

返還金回収事務処理費 2,486,804 千円

うち奨学金業務システム運用経費 692,534 千円

うち平成 21 年度コールセンター開設及び運用経費 282,272 千円 奨学金業務システム運用経費とは電子計算機開発運用 経費から、既存プログラム開発・改修経費並びに特殊経 費(システム改修費用)を除外した経費をいう。

3.一般管理部門人件費

毎事業年度の一般管理部門人件費(Pk)については、以下の数式により決定する。

 $Pk(y) = Pk(y-1) \times$ 

Pk(y) : 当該事業年度における一般管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度 における一般管理部門人件費。

4.一般管理部門物件費

毎事業年度の一般管理部門物件費(Ck)については、以下の数式により決定する。

Ck(y) = Rk(y) + Tk(y)

 $Rk(y) = Rk(y-1) \times$ 

Ck(y) : 当該事業年度における一般管理部門物件費。

Rk(y) : 当該事業年度における一般管理部門物件費(公租公課・土地借料を除く)。Rk(y-1)は直前の事業年度における一般管理部門物件費(公租公課・土地借料を除く)。

Tk(y) : 当該事業年度における公租公課・土地借料。

#### 5. 自己収入

毎事業年度の自己収入(B)の見積り額については、以下の数式により決定する。

 $B(y) = B(y-1) \times$ 

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度における自己収入。

: 収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

#### 6. 運営費交付金

毎事業年度に交付される運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

 $A(y) = \{P(y) + C(y) - T(y)\} \times + T(y) + \{Pk(y) + Ck(y) - Tk(y)\} \times M + Tk(y) - B(y) + (y)$ 

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

:業務効率化係数。中期目標に記載されている削減率を踏まえ、各事業年度の予算 編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

M : 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減率を踏まえ、各事業年度予 算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(y) : 当該事業年度における特殊経費。退職の人数の増減等の事由により当該年度に 限り時限的に発生する経費で、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経 費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・人件費調整係数
・消費者物価指数
・業務政策係数
・収入政策係数
・収入政策係数
・業務効率化係数
・一般管理効率化係数
M
0.9623

・貸与事業業務経費 T 総回収率を 82%以上とすることを目指すため、平

成 21 年度より実施する返還金回収強化を継続して

実施するものとして試算。

・特殊経費 勘案していない。

# 2. 収支計画

# 平成21年度~平成25年度 収支計画

(単位:百万円)

	(半位·日月17月)
区分	金額
費用の部	
経常費用	795,347
業務経費	780,851
一般管理費	12,439
減価償却費	2,057
財務費用	7
臨時損失	_
収益の部	
	795,143
運営費交付金収益	96,731
施設費収益	=
自己収入	150,153
受託収入	835
補助金等収益	290,982
財源措置予定額収益	255,124
資産見返負債戻入	1,318
財務収益	493
臨時収益	-
CONTR. 3 17 Adda.	
純利益	282
目的積立金取崩額	-
総利益	282
Inc. 1 Jim	202
	<u> </u>

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 3.資金計画

# 平成21年度~平成25年度 資金計画

(単位:百万円)

	(単位:百万円)
区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	17,018,740
奨学金貸与	4,915,647
人件費支出	22,855
短期借入金の返済による支出	7,326,414
長期借入金の返済による支出	4,182,276
支払利息	351,664
高等学校等奨学金事業移管による支出	111,462
その他の業務支出	108,423
投資活動による支出	2,062
財務活動による支出	1,022
次期中期目標期間への繰越金	49,567
資金収入	
業務活動による収入	17,013,233
政府交付金による収入	111,462
運営費交付金による収入	98,778
政府補給金による収入	218,192
国庫補助金による収入	30,895
貸付回収金による収入	2,168,927
短期借入による収入	7,326,414
長期借入による収入	6,904,496
貸付金利息	127,744
その他の業務収入	25,490
受託収入	835
投資活動による収入	6,617
施設整備費による収入	-
その他の投資収入	6,617
財務活動による収入	-
前期中期目標期間からの繰越金	51,541

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。